

## 第2回議事概要

- 1 行政区画の変更に関する基本的な考え方、方向性の提示、この考え方の整理にあたり、まず、行政区画を変更するのはどういうこと、どういう場合なのか、そして、区画を変更しないと直面されている課題に対応できないのか、ということについて、他都市の事例なども参考にしながら検討を進めてまいりたい。
- 2 行政区画を変更するのはどういう場合か、これまでの政令指定都市の事例から見ると、人口が大きく変化するなど様々な理由で合区や分区をした事例や、大きな地形の変更などがおきた場合になされているということがわかった。それ以外に、考慮すべき事柄はということがあるのか。さらに、地域での様々な課題というのが、区という制度がどの程度関わっているのか、区を変えることで課題は果たして解決されるのかといった論点から、整理、検討していく。
- 3 熊本市の中で、区を変更してくれという要望があがっているのは、どういう理由で要望書が上がっているのか。

⇒元々緩衝区域だった小学校通学区域が逆転した地域から要望が上がっている。

- 4 きちんとした一定のルールに基づいて考えなくてはならないし、その条件というものもこの場で考えなければ、という議論が前回もあったが、調べて頂いた中で、千葉市で、ある一定の条件に該当しないため要望が取り下げになった事例があるとのこと。ということは、千葉市または他の市で、この行政区画を変更するにあたって、ある一定のルールを持っているところが何箇所かあったのか。またそれらの条件を我々に見せて頂くことはできるのか。

⇒事務局が調べた中では、千葉市が区の編成の際の要望があつてということだと思うが一定のルールを作られている。それについては後ほど委員の方にお示し可能である。

- 5 行政区画の変更をした市はこの資料にあるだけか。

⇒現時点で名古屋市からは未回答なので不明だが、その他、調査して回答を得られた政令指定都市の例は資料のとおりである。大阪市は政令市移行前に変更はあつている。

- 6 区割りについては、条例で設置してあると思うが、区割りを変えるということになれ

ば、例えば壺川校区であれば、壺川何丁目と何丁目を中央区に変える、というふうな条例改正になるのか。

⇒熊本市の区の設置条例というものがあり、ここで町名ごとに、〇〇区は何丁目、と一つ一つ定めてある。

- 7 緩衝区は変更の要望が上がる可能性がどこでもあるわけだ。壺川校区は現実的に上がっているわけだが、その他の校区でも、校区が同じ町内の中で二つに分かれている場合は、要望があれば検討するということになるのか。

⇒検討するかどうかについても、今回の審議でお願いしたい。

⇒その一般的なルールをここで決めようということによろしいか。

⇒はい。まず、区割りをするとき、校区を割らないように区割りしているので、緩衝区であっても本来校区でいうならば校区と区は一致している。ただ、区割りした後に本来校区が変わってしまった箇所は、結果として今現在は校区と区が一致していない状況になったということ。よって、他の緩衝区については、現状においては、校区と区は一致している。

- 8 前回の平成 22 年の区役所、それから行政区画の編成のときの整理の仕方としては、人口規模とか、面積や地形地物、地域コミュニティや通学区域、公共機関の所管区域や選挙区、こういうものを勘案しながら一番合理的な線を、地域の要望等をたくさん受けながら決めていった。そして 5 年経ち、町内会の皆さん方、当該地域からは、校区が変わったので、校区と合わせて行政区も変えて欲しいというようなご希望が陳情されているということだが、区という制度と町内会の皆さん方の思いを、どう整理したらよいのか。

区の制度というのは、政治の単位であり、行政サービスの提供単位であるので、住民サービスへの関わりが非常に濃い部分でもあるが、片方で町内会が自由に所属する区を選んでいいという形で作られたものでもない。一定のルールに基づいて引かれた線、これを見直すという事態は、どういう事態なのかということをもう一度明確にできればと思う。

- 9 子どもの通学区域の話について、子どもが通学する場合には、前回の会議で話があった中央区志向は、自治会単位とか地域単位ではあるかもしれないが、子どもとかその保護者に限っては、中央区が有利だから中央区に通わせるとか、そういう視点はないと思う。それよりも、近いとか、通学路が安全であるとか、生活実態に合わせた方に

通学する。子どもたちの通学と地域の要望は分けて考える必要があるという感想を持っている。

⇒改めて定義していただいたが、子ども達の通学というのは児童の利便性を考え、他方でやはり、学級編成や、学校を維持するための人員等も勘案して、市は学校を配置している。新しく分校が必要であれば人口動態を勘案しながら作るであろうし、山間地の小学校のように人口減少で廃校になればどこか通い易いところの学校に行けるように配慮する、子ども中心に学校は考えていかれる。ただ、どうしてもエリアには、学校に近いところと遠いところは当然発生するわけで、その周辺部に位置するところは、もしかすると隣の方が近いということは普通に起き得る。そういう事態をできるだけ子どもの利便性を考えて、どちらでもいいですよという形にしてあるのが緩衝地区という柔軟にやりましょうという制度を工夫して入れてある。

こういう制度に基づいた運用と、さらに区という小学校とはあまり関係の無い行政の制度とを一致させる必要性がどういう場面では必要なのか、どういう場面では関係の無い議論なのかということところが重要だろう。今のご意見は、学校教育という観点から考えると、区の制度とは少し切り離して考えるべき事柄という趣旨と受け止めた。

- 10 子どもを持つ世代として、どうしてもコミュニティの中心は子どもが行っているところの親との関わりから地域に派生してそこが中心になってくるものだから、子どもが行っている学校とその区割りが合致していないと、とまどってしまうケースも出てくるというのが正直なところ。どこに視点を持っていくのか、私たちのように他所から熊本に来て子どもを産んで、子どもを中心に地域に広がっていった世代からすると、どうしても子どもが通っている学校が、自分の中での地域の構成の主になってしまうので、それを行政区とどう整合性をつけていくのか。
- 11 自治会、PTA、老人クラブ、公民館など、様々な形で私たちは地域社会と関わりを持ち、その際自分たちのコミュニティを補完できているが、いつも一緒のものではない。自分たちが暮らしていく上で、住民が自らコミュニティ活動に参加して良い関係を作っていく、行政もそれをサポートすることが健全なあり方だと思う。ただ、それが区役所や住居表示や、様々なものに影響する行政界とどう関わっていくのかということが今回は問題となっているのだと思う。
- 12 地域づくりという形で近隣の方々が協働できる場合が、先ほど事務局から紹介があった、区を跨って、あるいは河川の流域での活動とか、そういう事例もある。地域と行政制度との関わりが整理できればこの審議会で諮問されている事柄が少し明瞭になっていくかなと思う。
- 13 要望が上がっている2地域は、校区が変わったことによって行政区を跨いでしまった

とおっしゃったが、今後同様のことが起こる可能性はあるのか。学校の統廃合とかではなく、単に校区が変わるといふこともあるといふことか。

⇒小学校の校区については教育委員会が変えていくので、全く無いとはいえない。

- 14 学校区については緩衝区が設けられていて、主だった不自由をきたすといふことは何もない、では行政区でサービスが例えば中央区と北区で違ふかといふと、おそらく違わないし、もし不都合が出てきたら隣の区とも連携でやれるようなサービスも提供されているといふことだった。といふことは、中央区に入りたいといふ要望が具体的にわからないと審議がしにくい。植木に北区役所があるが、そこまで行くのは遠い、中央区の市役所の方に勤め先があるから申請をする面で便利だ、といったご要望なのかどうか。
- 15 ただ、その町外では北区のほうがいい、といふ人もいるであろう。100%が今回のように中央区に行きたい人かといわれればそうでもない。だとすると、個別の話に入っていないと、なかなかわかりづらいつい感じがつしている。
- 16 ある課題があるからこの審議会が必要だといふ気づきに至られたといふのも正直なところであるといふ思う。その課題を直接受けて、この審議会ではこれについてはOKとか、これについてはダメだ、と個別に審議していくとしても、前回の区割を決めるときの議論からしても、さまざまなそれぞれの思いがある中で決定された経緯を踏まえ、判断基準を確認しておく必要がある。
- 17 5年経った中で行政サービスの提供体制としては、行政組織も作られ、個人財産も登記もされ、といふ形で進んできたものを、いま改めて変更することが必要な事態とはどういふ場合なのか、まずは整理した上で、個別の事案といふのをそれから検討するといふのが必要なのではないかと考える。
- 18 熊本市では区の境界といふものを意識しないですむように、行政サービスは色々融通をきかせており、どこでも手続きができるようにしてある。ただ、もちろん、区といふ身近な単位で、福祉のことやら、様々なことを考える場が作られていくので、そこで専門家の方々が区単位で集まることもなされている。そうすると、隣の区の方と、また話を別にしなくてはならない、といふことが生じている可能性は確かに否定できないといふ思う。ただ全体的に見ると、市全体を一つにしておくよりもっと肌理細やかな支援をやろう、さらに区が違つても住民から見たときは、全く問題ないような運用をしようといふ形で制度はつくられている。

19 極端な例であれば、ある地域が隣の県になりたいといって市町村合併が起きた場合、ということも無いわけではないが、それは言うてみれば国を変えるみたいな話である。もちろん区なので、一つの市の中の話ではあるのだが、区を変えるというのはそれくらい大きな行政枠組として作られている制度であるので、どういう事態のときにそれは見直さなければならないのか、ということを確認にできたらと思う。

20 今後学校の統廃合で通学区の線が動いていくと、ずっと境界線が動いていくことになり、例えば、商業施設の方の登記や、皆さんの様々な身分証明書の住所など、全部変わっていかなくてはならない。こういうことが不断に起きる、そして、議員さんの選挙区もずっと動いていく、というのは少し違うのではと思う。小学校につられて区があるのではなくて、区という前提で考えたときに、どう区を決めるかという考えかたのひとつとして、熊本市は小学校区という単位を参照しながら線が引かれたというのは歴史的な経緯であるが、今新たにそれはやっぱりとても重要だから、通学区の変更に合わせて区も変更させるという話にするのかということが問題となっている。

21 確かに今、校区の関係とか、地域のコミュニティ、利便性、そういったところを重要視して、区の再編成という話をされているが、行政側からいくと、極端な行政サービス、住民サービスの低下が著しいとか、そういうことが無い限りは、校区が変わったから自動的に区もその都度、再編成を検討しましょう、となると際限なくなってしまう。やはり著しい行政サービスの低下が明らかで無い限り、個人的には、校区が変わったといっても区の再編成をその都度見直すのはいかがかなと思う。

22 「行政区画を変更する場合はどういう場合か」。これは、人口の非常なアンバランス、あるいは途中で高速道路が通るなど著しい地形・地物の変化が生じた、といった場合だろう。言うなれば、小学校区の分断と、行政区の分断は連動させなくてもよいのではないか。

23 「区を変更しないと対応できない課題は何か」。確かに行政サービスに多少の不便は生じるかもしれないが、これは市全体あるいは区でカバーするという視点で考えれば、それほど日常に支障が出ないのではないかという感じがする。問題は地域コミュニティだ。元々壺川の論点も、小学校単位で色々地域づくり、まちづくりをこれまでやってきた。ところが、ここにきて一部地域は校区が違って来た、そこに矛盾が生じるという問題。ただ、これもものは考えようだと思う。確かに、通学区と行政区がイコールというのは文句なし、だろう。しかし現実にはいろんな問題が起きて、それを理想に合わせようとするとう際限がないと思う。そこで、通学区は子ども達の教育環境の充実や諸事情、教育という観点に立って、それを優先する。コミュニティは、仮に校区が

違ってもやりようはあると思う。それもこれも、熊本市が校区単位のまちづくりを掲げてきて、これは今も宝として残っている、これはこれで良いと思うが、逆にそれさえやっていたら地域づくりはできるのだという一瞬錯覚のようなことも起きるのではないか。そこで、新しいスタイルのまちづくりを考える上で、今回の問題はいい脱皮の機会になるかもしれない。校区だけを理想に掲げて云々というのでは、デメリットも出てくるのではないか。よって新しいコミュニティづくりの在り方を、これを機会に始める。即ち校区はハード面の目に見える変更が無いかぎり、原則しない。その中で、コミュニティはどうすればより活性化するのかという方向に話を持っていく必要があると思う。

24 学校区と行政区とは別問題であって、地域の活性化はまた別に検討する方法があるのではないかということ。

25 ケースケースで、堺を変えると、区の境界近辺にいらっしゃる方は校区の関係で絶えず再編成の可能性があるということで、そうなるに際限なく、自分の居る地域が安定しないという可能性が出てくるのかなと思う。

26 学校区と行政区が合致した方がベストとおっしゃった、そのベストにするために要望を細々受け止めるわけにはいかないのだろうか。

⇒それでなければならないという、それだけの深刻な問題と合致しているのであれば、考えなくてはならないであろうが、今少なくとも、学校に通うことについて問題が発生していない。

⇒緩衝というのが、そういう色々な問題をうまく解決するために考え出された方法であろうが、次から次に、そのときの要望に答えると全体的なまとまりができないと言われるが、そうなのかな、と思う。

27 今、津浦地区は壺川校区が本来校区になっているので、こちらから高平台に行かれている方はいらっしゃるのか。

⇒今壺川にこの緩衝区から37名来ていらっしゃるけれども、何名高平台に行かれているかまでは把握していない。

28 区割の制度設計のことを熟知していないが、相当熟度の高い議論があって区割をされたという前提にたてば、この議論はどういう仕様で制度が設計されて、その仕様に照らし合わせてきちんと実施されたのか、実施されたときに何か政治的な圧力とか恣意

的なことが無ければ、仕様をみれば分かる話だ。それから、制度の対応、時代の要請がどうしてもあるから、想定外のことも出てくる、そうするとやはり制度設計に立ち返って設計変更というのは、しなければいけない場面はあるだろうと思う。そのときに、今校区の話が出ているが、校区というのはこれから相当流動性の高い区分になってくる。人口が減るほうの圧力が、相当かかってくる。当然それに対応せざるを得ないのが、校区という小さいくくりだから、当然、大きいくくりより、小さいくくりだからその影響をもろに受ける。

ただ、それを、負荷がかかり出した時代に、それと同じやり方で決めていくというのは制度上非常に無理がある。例えば、私のいる町内では、自治会に加入している世帯には小学校に通っている人はここ数年ゼロである。そういう、疎になっている現実が都市部とか西側の郊外でも起こっている。

よって、区割の制度設計の考え方を変えないのであれば、それを貫ければいいのであって、次代の要請によって区割の制度のほうをかえなければならぬのであれば制度設計を変えるということだが、私の考えでは、校区の方の対応は、当然時代の要請によってこれからせざるをえないので、これは今の時点ではこれで特に問題はないのではないかと認識している。

- 29 壺川 17 町内は、なぜ高平台校区ではいけないのだろうか。この場合に、校区がもし一致するなら分かり易いと思うし、校区に所属されている民児教の方も区を越えることなくできるので、学校区の方が、高平台学校区になれないのかなど。これは教育委員会で決めることで、難しいのか。

⇒学校区については、教育委員会の方々が、必ずしも行政の境界線ではなく、これまでの経緯や様々なことから、微調整をされた結果である。

- 30 昔からの校区というのがあって、そこから、小学校が遠いというのがあって、この緩衝区というのができたと思う。なので、区を変更せずともこの緩衝区がある限りは、どちらでも選べるのだから、近い方がいいということだと思う。この壺川校区の地図を見る限り、大きな道路を跨いでいかなければならないといったことを上げられていたが、やはり緩衝区があるのだから、わざわざ校区を変更する必要はないと思う。

- 31 5年前のこの区の条例は、条例の中に何年ごとに見直すとか入っているのか。

⇒そういったことは条例の中にはうたっていない。

⇒では、何らかの要望が出たときにこの審議会で、区割りとか、ルール作りとか

そういったものをするということか。

⇒まずはどういったことがおきたときに、変更する必要があるのかの審議を今回お願いしている。

32 私も基本的には区割りは変えない方がいいと思っているが、現に2箇所から要望書が上がっている、その要望書の中身について、具体的に直接聞いてしまうとその感情が入ってしまうので、どういう理由、何がダメで区を変えなくてはならないのかを我々も一度見たいということ、もう一つは、先ほどから出ているように、区を分けなければならないと、一旦行政区として決めたのであるので、なんらかきちんとした理由を議論して決めなければならないので、ルール作りのために、千葉市のものをみせていただきたい、その前提条件をももう少しクリアしないと次のステップに行かないのではないかと思う。

33 壺川17町内は、民児教関係、自治会活動なども壺川でされているということか。では民児教は壺川で活動されているのに、北区に入っているということか。包括もそうだが、同じ校区でわかれているらっしゃるということになるのか。

34 包括支援の担当からは、一致するといいなと思い、校区を変えたらよいと単純に思ったが、区をかえるということではない。区のラインと生活のラインを無理して一致させるのはきわめて難しかろう。時代とともに区のラインが変わっていくのはいかなものかと思う。

35 南区の緩衝区に関して、7~8年前だと思うが、自治会主導で緩衝区をその年度からやめる、ということだったが、実は住民、保護者の方は全く知らず、教育委員会の方からPTA協議会の方にも連絡があったということがあった。区をわけるときにそこまで細やかに話を聞いてしまうと難しい部分もあり、西区は人口が減っているということもあり、難しい部分があると思うので、緩衝区ということで対応できるのではと思う。

36 確認すると、元々壺川17町内は高平台校区で分けられたときはそれに沿った区分けだったのが、5年のうちに変えられたということか。

⇒元々は、校長がおっしゃられたように、高平台に通うのは難しい地区だったということか。

⇒そうである。また、17町内の方には子どもたちを見守っていただいております、現実的に

とてもお世話になっている。

⇒教育環境上はそれが当然よい。ただ、小学校区の分断がイコール地域住民の分断とはならないと思う。地域のふれあいは、小学校区が一部分断されたとしてもやりようで実現できると思う。

**36** 何を持って要望されているのかというのをやはり、個別で話し合うのではなくて、全体的なものをとということで会は進んでいるが。

⇒どのような要望・陳情だったのか、どういう自治会が出されたのか、よくわからないまま今議論しているが、正式な2箇所の町内会から何の要望が出されているのか。区の変更か、それとも学校区の変更なのか。また、書類として市役所に提出されているか。

⇒区の変更の要望である。一つの校区からは要望書で上がっており、一つはご相談の形。

⇒行政としてはその状況を察知して、一般的な整理の仕方をここで検討したいということだと思う。色々な事例と付かず離れずやらないといけないのであろうが、他方で、あまり具体的な事例から、一般的な区のあり方を引っ張り出すというと、当初の区割りのときの議論に至る所で、妥協できる点をずっと作ってきて、区割りができた考え方がすべてご破算になってしまいかねない。

先ほど出たように、制度設計を見直すような事態がどういう事態なのかも併せて、私たちは、一般的なものとしてここで決めた上で、具体的なものもみなくてはならないという気もする。今出ている委員の大方のご意見としては、学校の問題は学校の問題として、児童を中心に考えていく必要はある、他方でこの制度自体はあまり不安定なものであってはいけない、その変えるという事態はよほどの事態なので、よほどの事態というのはどういう事態なのか、ということの整理だと思う。

⇒そのとおりだと思う。ただ、教育については校区の緩衝地域があって解消されているが、具体的に他にどのような問題があるのだろう、と思う。その意識の共有化をしないと、その町内の悩みとして我々は受け止めることができないし、一般的な話から入ったときに、ではその17町内の悩みはオブラートに包んだ状態で、実は、という話を後から言われても、問題解決にはならないのかなど。今市に迫っている、壺川17町内の問題というのから聞いていかないといけない。ただそれに、丸、バツをつけることは難しいと思うが。元々のこの、住民の方々の悩みというのはどういったところにあるのかを知らないと、議論にならないと思う。そうでないと、先ほどの話のように緩衝地域があるからそれで解決、となってしまう。それ以外に何かあるか想像

が見つからない。どこの区に行っても行政サービスは同じわけだし、それなりに調整、連携し合えるとのことだったら問題は解決しているわけだ。それ以外にそれを越える何かがあるのかを一般的な話として知りたい。

37 住民の方々のご要望のポイントとして、一つは、まちづくり活動への影響で、小学校区と区が違うということで、学校校区を中心としたまちづくりというのが分断されているのではないかと。また、隣接地域の町内会と進めるにあたって、難しいものがあるとか、あるいは、健康づくりや防災関係などに参加するときどこの校区に参加してよいのか悩ましいとか、民生児童委員の会議がどちらなのか、など。もう一つが行政サービスへの影響、区役所にお尋ねすると、行政区と校区とのずれがあるので、「うちの管轄ではない」というようなことがあり毎回説明しなければならない、さらに、区役所の職員自身も区という単位で見えているので、こういう境界区域のことについて、十分な配慮ができていない、防災に関する避難所はどこに行くべきかはつきりしない。あるいは、同じ校区なのに、選挙の投票所が違う、選挙に対して自分たちの民意が反映されていないとか、小児検診はどこでも受けられるというけれども、変更手続きをしなくてはならないのは面倒であるとか、ささえりあの管轄が違うなど、様々な行政サービスにおける、境界区域の課題が上げられている。それ以外にも小学校区の区と住所の区が違うという感情的なもの、郵便物が返されるというようなこと、あるいは行政区が高い壁のように見えて地域が区分けされているように感じる、といった内容が説明されていた。併せて、歴史的経緯があるが、学校区の問題が上がった時期には、オンブズマンへの申し立ても行われ、行政区画の変更について、オンブズマンからの報告も行われているようである。これについては、長い歴史があるので、今ここで検討する論点とは少し違うことが含まれているかもしれない。

事務局は、次回、共有できる資料を準備できるか。

⇒先ほどおっしゃった、千葉がひとつ、ルールを作ってらっしゃるのでそれをお示しできる。

⇒具体的なお要望内容がわからないと議論が展開しづらいというご意見については。

⇒前回お配りした資料に、そういった要望が出ている。ただそれだけでは議論が先に進まないの、それに対して今行政がどういった対応をしているといったことが書けるなら、そこまで含めた形で新たに資料を提示したい。

⇒先ほど制度の設計、仕様実施と、対応という話をさせて頂いた。私は今たまたま県の都市計画委員会の委員だが、そこでは、個人から、財産権を侵害しているのではな

いかという激しいものまで、様々な意見が上がってくる。それには長年の対応というか、行政の窓口もきちっとできているし、我々も全部目を通す。今回の行政区の件は、市はここ数年初めて経験されることであろうと思う。まず、行政窓口ではどういう対応をしているか、主だったものに対して、どういう説明が丁寧になされているか、それから先のことにはそこが影響してくるから、今事務局がおっしゃったように、今窓口がどういうスタンスで対応しているかはこれから非常に重要なことだと思う。

地域の皆さまのご要望内容については、ご要望内容の論点に沿って、整理した形で次回、資料をご提示頂ければと思う。併せて、千葉の方の事例もよろしく願います。

38 アンケートで「普通に暮らしたいだけ」とあるが、次回、小学校に焦点を当てたアンケートだったのか、地域の住民の皆さんの意見を聞く必要があるのではと申し上げたい。これが全住民の意見を聞くアンケートだったのかどうか。どの視点からアプローチされたものだったかで変わってくると思うので、次回教えて頂きたい。

39 地域の方々と一緒にやっているささえりあの意見やこの近隣の医師会の意見を、収集することはできる。つまり、区割りで解決するのではなく、対応で円滑な地域が作られていくのであれば、やり方を工夫すれば解決できるものがないか、今後の課題として、現況で何か困っていることがあるか、意見把握として知っておきたい。利便性だけではなく本質的なところが解決できればと思う。

⇒ぜひ、それぞれの皆さまの専門や造詣の深い分野で検討を頂ければと思う。

40 本日常々皆さまからのご意見、多様な観点でお話し頂いたが、すぐ結論が出るということではないと思うのでもう少しご意見頂きながら検討進めてまいりたい。ただ、皆さまのご意見の流れをおおまかにまとめると、学校の問題、地域づくりの問題、区という制度の問題というのは、少し観点を変えて見なくてはならなくて、それぞれの部分で抱えている問題については、どういう対応策があるのかという議論、これがそれぞれ違う場面として、議論が必要だろうという、ご意見だったように思う。

41 本日のご意見を論点として整理したいと思う。どういう場合に行政区画の変更が必要となるのか、そして区の変更を必要とするのであれば、それはどういう手続きによって決めていくのか、などについても次回、議論を進めていければと思う。

42 大変なご苦勞をされて、前回5年前に作業をされたと思うが、すでに、5年経っているので、5年の時間の流れというのを考慮し、5年経ったから新たな視点でというのもあっていいと思う。

⇒まさに、そういう事柄をこの審議会で検討しようということ。ただ、時間が経ったから何でも見直そうというものでもない。

⇒先程の、一つ認めると次から次に出てくるという心配もあるかもしれないが、必要な部分は変わっていくものなのではないかという気がしている。

⇒どういう場合に必要なのか、今後議論してまいりたいと思う。第1回の資料の方にも、当時（区割りをしたときの）悩みながら、社会的合意ができた経緯、様々なご要望をすべて満たすことができない地域からご意見いただいた状況、などが書かれているので、目を通して頂いて頂ければと思う。